

令和 7 年度新宿御苑多言語音声ガイド制作業務に係る仕様書

1. 件名

令和 7 年度新宿御苑多言語音声ガイド制作業務

2. 業務の目的

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文の乱立や、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、日本政府として旅行者にとって分かりやすく魅力的な解説文整備を進めており、新宿御苑管理事務所においても、新宿御苑の体験の質の向上のため、旅中での情報発信を整備しているところである。

本業務では、訪日外国人旅行者の滞在満足度の向上を目的に新宿御苑内の屋外全域において多様な魅力を伝えるための音声ガイドを制作するものである。

3. 業務の条件等

(1) 新宿御苑のブランディング

新宿御苑は、観光立国推進基本計画において我が国の観光拠点となる大都市観光を推進させる役割を担う。新宿御苑の認知や体験の質を上げられるよう、情報媒体についてもブランディング活動として取り組み、新宿御苑のブランド全体の価値の向上を目指すこと。

(2) 新宿御苑の VI

情報媒体としては、パンフレット、掲示物、web、サイン類、展示、音声ガイドがある。これらの整備にあたっては、新宿御苑の VI デザインを刷新させる計画に基づき、統一されたビジュアルデザインにより取り組み、情報媒体と実体験が連続的となり、上質な体験提供を目指すこと。

(3) 分かりやすい多言語化

観光立国の推進においては、外国人目線で分かりやすく魅力的な解説文の整備を進め、訪日外国人旅行者等の満足度を向上させ新宿御苑を活性化させるものを目指す。本業務では、音声ガイドにおいて分かりやすい多言語化をデザインも含めて推進させること。

(4) 音声ガイドの仕様の概要

音声ガイドの仕様の概要は、以下のとおりとする。

- ・解説する場所：100 か所。
- ・言語数：4ヶ国語（日本語・英語・中国語・韓国語）
- ・システム：現地に設置する QR コードを来園者各自が所有するスマートフォン（iPhone/Android）にて読み込み、ブラウザアプリにて音声を再生する。

以下の内容は、環境省より支給とする。

- ・日本語解説文：1 か所あたり平均して 250 文字程度（1 分程度）を目安とする（令和 7 年 12 月初頭の支給を予定）。

- ・英語解説文：日本語解説文をもとに、ネイティブ翻訳者により訪日外国人旅行者向けに効果的で分かりやすい解説文が作成される。そのため、文章表現及びワード数が日本語と異なったものになる想定とする（令和８年２月初頭の支給を予定）。
- ・Web サイトに掲載する画像データ：１か所あたり平均して１枚程度を目安に、高解像度のデータ（令和７年１２月初頭の支給を予定）。
- ・アクセスページの基本 UI デザインデータ。

以下の内容は、別途業務とする。

- ・解説する場所に QR コードを掲載した標識の設置（令和８年３月末までの完了を予定で版下データは令和８年２月中旬の完成を想定）。

（５）訴求対象

音声ガイドの訴求対象は、以下の層を中心とする。

- ・日本人、外国人：外国人については、日本への認知度を配慮して、３段階（初来日、訪日リピーター・海外在住の日本ファン、訪日のヘビーリピーター）のうち、初来日、訪日リピーター・海外在住の日本ファンとする。
- ・興味を持った対象について、きちんと魅力を知りたい方々。
- ・総合的な学習に取り組もうとする学生・生徒等。

（６）訴求効果

音声ガイドの提供により、以下の効果を意図する。

- ・各自の興味を起点として、多様な魅力への気づきの広がりを促す。
- ・園内体験の充実による満足度を高め、再来園や知人への推薦を促す。

４．業務の進め方

本業務の進め方は、以下のとおりである。

（１）業務計画書等の作成

業務の着手に先立ち、本業務を実施するにあたり必要となる総合的な業務計画書（品質管理、安全管理、労務管理、協力業者体制、災害時対応、工程表等）を作成し、発注者に提出し承諾を得ること。

（２）段階ごとに承諾を得るための打ち合わせの実施

各段階ごとの仕様の決定や成果の状況に対して、発注者の承諾を得ること。承諾を得るために発注者との打ち合わせを実施すること。

（３）業務記録の提出

発注者の指示した事項及び協議した結果について、記録を作成し発注者に提出すること。

業務の全般的な経過を記載した書面を作成すること。

下記のいずれかに該当する場合は、業務の記録を作成し発注者に提出すること。

- ・一工程の業務を完了した場合
- ・各業務の適切なことを証明する必要があるとして、発注者の指示を受けた場合

5. 業務内容

(1) 日本語解説文の校正

支給される日本語解説文を、読み原稿として修正を行う。

(2) 中国語・韓国語解説文の作成

支給される解説文をもとに、中国語（簡体字）と韓国語の解説文を作成する。

(3) 多言語ガイド音声の制作

4ヶ国語のガイド音声を制作する。

以下のことに留意すること。

- ・各言語のナレーターはその言語を母国語とするネイティブ・スピーカーを受託者が選定し、承諾を得ること（機械音声は不可）。
- ・新宿御苑全体のブランディングの統一化を理解した上で、声の表現方法を立案し、承諾を得ること。
- ・利用が多いと見込まれる英語音声においては、英語解説文の表現意図を理解した上で、録音に臨むこと。
- ・音声の収録は設備環境の整ったスタジオにて行うこと。

(4) アクセスページの制作

音声データを格納する Web サイトページを作成する。

以下のことに留意すること。

- ・1か所あたりのガイド音声を聞くまでの流れは、以下とする。
 - ・解説する場所に設置された標識の QR コード（1つの標識に対して1つの QR コードを掲示させる計画である）を自身のスマートフォンにて読み込み。
 - ・スマートフォン（iPhone/Android）のブラウザアプリが表示、言語を選択。
 - ・選択した言語（4ヶ国語のうちの1ヶ国語）の音声再生。
- ・音声再生されている時、ブラウザアプリのアクセスページには、以下の内容を表示させること。
 - ・タイトル（選択した言語）
 - ・画像
 - ・解説文（選択した言語）
- ・掲載する画像は、高解像度データでの支給となるため、Web サイトの掲載に最適なファイル容量に加工すること。
- ・Web サイトは、1か所ずつ単独のページを作成する。基本となる階層構成

を立案し、承諾を得ること。

- ・上記案をもとに、アクセスページの基本 UI デザインデータを別業務にて作成する。基本 UI デザインデータの支給を受け、100 か所のアクセスページを作成する。
- ・アクセスページは、html と css で構築すること。
- ・ガイド音声の主たる表現手段であることを配慮して制作を進めること。
- ・スマートフォンでの操作が簡素になるように、クリック数が少ない Web ページを構成すること。
- ・誰でも気軽に利用できるように、シンプルなつくりとすること。
- ・環境省にて更新を行う機能（コンテンツ・マネジメント・システム（以下 CMS））は不要とする。
- ・100 か所を一覧とするインデックスページは不要とする。
- ・環境省が支給する英文のライティング・スタイルは、「地域観光資源の英文解説文作成のためのライティング・スタイルマニュアル 2025 年観光庁」によるものであり、当該ライティング・スタイルを踏襲すること。
- ・制作したデータの環境省サーバーへのアップロードは環境省が行う。

（５）アクセスページの QR コードの制作

100 か所分の QR コードの AI データを作成する。QR コードは、解説場所 1 か所に対して 1 つとする。

以下のことに留意すること。

- ・QR コードの AI データは、解説場所に設置する標識の版下データ制作者に支給する。版下データ制作者等の工程を確認し、必要とされる時期にデータを環境省に提出すること。

6. 業務履行期限

令和 8 年 3 月 20 日（金）まで

7. 成果物

紙媒体：報告書 2 部（A 4 判 30 頁程度）

電子媒体：①報告書の電子データを収納した DVD-R 1 枚

（illustrator データの場合、アウトラインの有りと無しの 2 種類とする。データは言語毎に分けて収納すること。）

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省 自然環境局総務課 新宿御苑管理事務所 庶務科

8. 著作権等の扱い

- （１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたもの

とする。

- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

10. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書の記載内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたとき、必要に応

じて変更契約を行うものとする。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。